

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
第2章 家庭的保育事業 (略) (職員) 第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1) 調理業務の全部を委託する場合 (2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次のいずれにも該当する者とする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者 3 (略) (略)	第2章 家庭的保育事業 (略) (職員) 第24条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。 (1) 調理業務の全部を委託する場合 (2) 第17条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合 2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、町長が行う研修(町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると町長が認める者であつて、次のいずれにも該当する者とする。 (1) 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者 3 (略) (略)